

平成17年1月

**上サロベツにおいて、農業と湿原の共生を基本理念に
『(仮称)上サロベツ自然再生協議会』が設立されます。**

平成16年9月28日に『サロベツ再生構想』が策定されたのを受け、平成15年1月1日に施行された「自然再生推進法」に基づき、NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク、豊富町、北海道開発局稚内開発建設部、環境省西北海道地区自然保護事務所は、これまで以上に地域住民、NPO、関係機関と連携し、地域の多様な主体の参加による合意形成を図り、上サロベツにおける湿原の保全と再生に向けた取り組みを実施して行くため、「(仮称)上サロベツ自然再生協議会（以下、「協議会」という）」を平成17年1月19日に設立することとなりました。

本通信（6号）では、この協議会に関する記事を特集し、掲載しております。

サロベツ再生通信

6号
2005.
1.1

発行元

サロベツ再生促進協議会

事務局 豊富町農政課
Tel ○一六二 ハ二 一〇〇一

環境省自然環境局 稚内自然保護事務所	北海道開発局 農業水産部農業調査課 稚内開発建設部農業開発課
-----------------------	--------------------------------------



豊富町長 工藤栄光

「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」を設立するにあたり、町長から一言
「豊富町（上サロベツ）の目指すべき方向について」

新年明けましておめでとうございます。

サロベツ湿原と農業の共生を基本理念とした「サロベツ再生構想」が、昨年9月に策定されました。

二ヶ年にわたり調査検討いただきました関係機関及び、ワークショップ・セミナー等で多くの町民の方々の協力をいただいたお陰であり、心からお礼申し上げます。

「サロベツ再生構想」は、自然を再生すると共に自然と共生できる農業を振興する内容となっており、湿原の乾燥化防止対策実施や農地と湿原の緩衝帯整備、土地条件に適した農地の再整備、サロベツビジターセンターの円山地区への移転など提案されております。

その具体化へ向けての「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」を設立し、自然再生全体構想を策定し、それに基づき各実施者が実施計画を纏めたあと事業を進める運びとなり、設立されますと釧路湿原自然再生協議会に続き道内二番目の協議会となります。

豊富町の基幹産業は酪農と観光であり、地域づくりにおいては農業の振興と湿原の再生が重要課題であります。

それを土台とした、農業の営みから形成された農村景観と、自然の営みで形成された自然景観を軸とした観光の展開を図るために、国立公園や農地等に対し必要な整備を行うとともに、地域の皆さんと連携してサロベツプランの確立に努めて参りたいと考えております。

今後ともご支援ご協力賜りますようお願い申し上げご挨拶と致します。



ところで…

自然再生とは何か？

自然再生とは、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、**自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。**（自然再生推進法第2条）

自然再生を目的として実施される**自然再生事業**は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

自然再生事業は、河川、湿原、干潟、藻場、里山、森林、その他の自然環境を対象とした次の4つの行為をいいます。

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

自然再生事業は
「自然再生推進法」
に基づき実施されます。

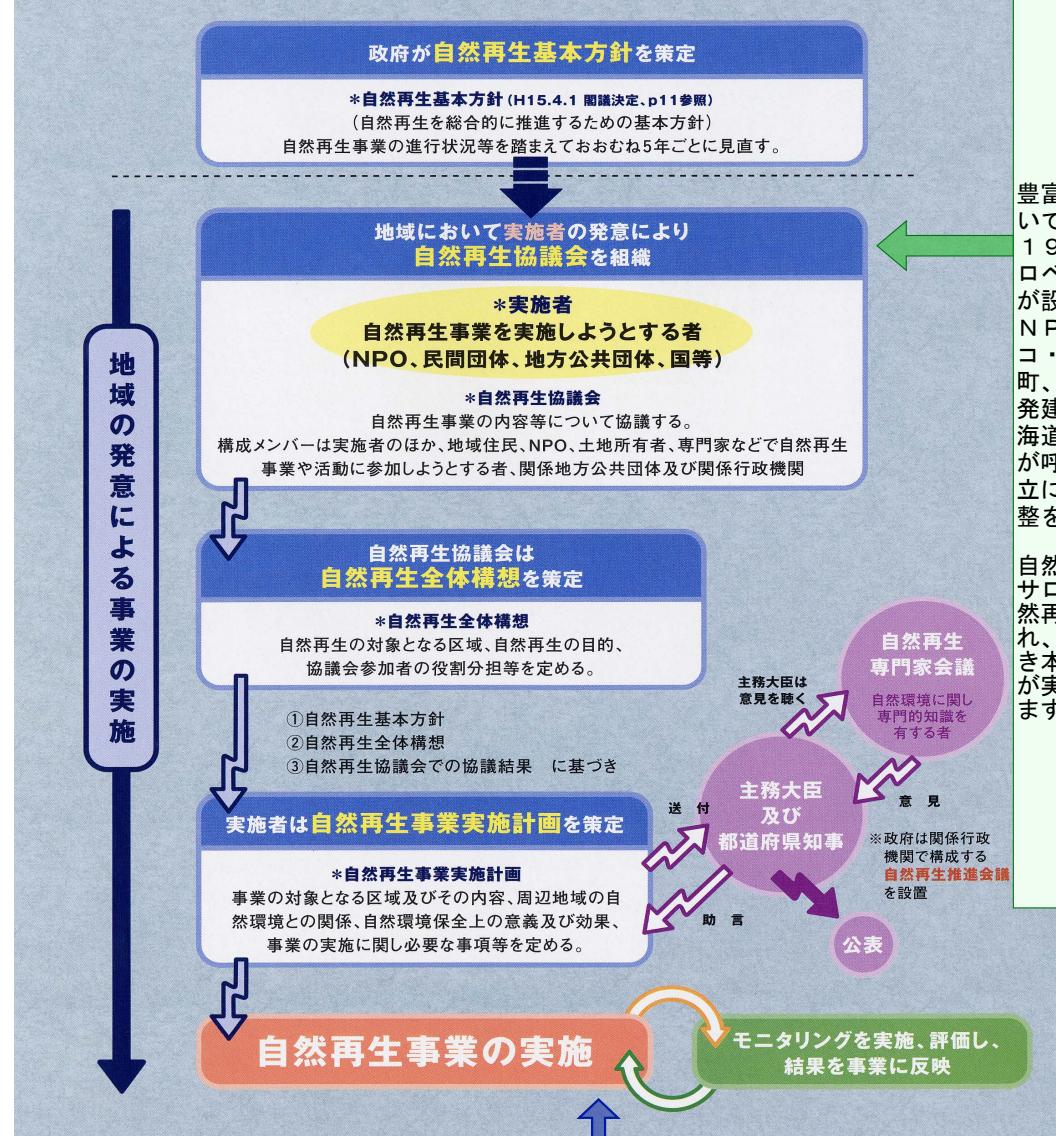
自然再生推進法の目的とは

自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することです。（自然再生推進法第1条）

そのため、この法律には

- ・自然再生についての基本理念
- ・実施者等の責務
- ・自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めています。

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



豊富町(上サロベツ)においては、平成17年1月19日に「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」が設立されることになり、NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク、豊富町、北海道開発局稚内開発建設部及び環境省西北海道地区自然保護事務所が呼びかけ人となり、設立に向けて各種協議・調整を行っております。

自然再生協議会設立後は、サロベツ再生に向けて自然再生全体構想が策定され、この全体構想に基づき本格的に自然再生事業が実施されることとなります。

◇自然再生事業を進める上で重要なポイント

- ①地域の多様な主体の参加・連係、透明性の確保
- ②科学的知見に基づく実施
- ③自然再生の状況監視（モニタリング）

本通信の2~3面を含め「自然再生推進法」については右のパンフレットで詳しく紹介されておりますので、もっと知りたい方は下記アドレスまたは下記機関までお問い合わせ下さい。

[http://www.env.go.jp/nature/saisei/
Alamashi/pdf/alamashi.pdf](http://www.env.go.jp/nature/saisei/Alamashi/pdf/alamashi.pdf)

豊富町役場商工観光課
Tel0162-82-1001

地域の和
科学の目
自然の力



自然再生推進法のあらまし

サロベツとその周辺地域で自然と人間との共生を目指して活動を行っており、また「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」の呼びかけ人でもある「NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク」をご紹介します。

NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク

NPO法人サロベツ・エコ・ネットワークとは？

「人間は森（自然）が無ければ生きていけない、しかし、森（自然）のなかだけでは暮らしていくにはいけない」このことは、私たちの住む地域にも当てはまります。

サロベツには「低地における日本最大の高層湿原」、「日本唯一の砂丘原生林湖沼群」、「日本最大の動く浮島」などに代表されるような非常に貴重な自然があります。その豊かな自然の恵みを受けた酪農地帯であり、温泉資源に恵まれた観光地でもあります。そのどれかが欠けると多くの人が暮らしてはいけないです。

これからのおこし・街づくりは、今までの行政に頼り切りから脱却し、住民主導の意識と力を持たなければなりません。同時に行政との共働体制づくりが必要となります。

私たちは、行政主導の組織でも、単なる自然保護団体でもなく、私たち自身が自主的に活動を行うことにより、サロベツの豊かな自然環境を保全し、酪農業等の地域産業を発展させ、そして、先人の開拓の歴史や豊かな自然を次代に引き継ぐことを目的として平成16年4月21日に北海道の認証を受けて特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワークを設立いたしました。

現在では豊富町内外から商工業者・酪農家・会社員・北大の先生など色々な職業の人が加入しており、平成16年9月現在で正会員が31名、賛助会員が10団体、サポート会員が7名で活動しております。

主な活動内容

会は発足したばかりなので、今年は「基本的な環境調査の実施」や「自然保全活動」を行ってきました。将来的には新しくできるモニタリングセンターに活動の拠点を置き、「サロベツ自然環境保全活動」、「酪農景観保全活動や支援啓蒙活動」、「四季を通じた体験観光事業」、「環境教育活動やエコツアー」など、活動の輪を広げていきたいと考えています。

活動の輪を広げるためには、斬新的なアイディアや技術をお持ちの方の参加が必要です。18才以上の方ならどなたでも参加できます。



海岸清掃の様子
～エコツアーで札幌から参加された方もおりました～



自然学校生徒の酪農体験活動

※問い合わせ先

NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク 理事長 村元正己
TEL0162-82-1786

国営土地改良事業地区：サロベツ地区の調査計画について

サロベツ地区では、平成16年度～平成18年度（3ヶ年間）をもって泥炭土に起因した農地及び農業用排水施設の機能低下状況を把握し、農地及び農業用排水施設の機能回復に向けて整備計画を策定するための各種調査を行っております。

また、本地区は、サロベツ湿原と農地が隣接するという地域特性から、地域の生態系（動植物等）調査に加えて湿原との共生に向けた技術的検討を行うための実証試験も行っております。

年度別調査内容

- ・農地及び農業用排水施設の現況調査
- ・施設計画に係る各種基礎調査（置土材候補地の選定、置土試験）
- ・環境との調和への配慮に係る各種基礎資料収集
(地域動植物調査、緩衝帯等各種実証調査、地下水位調査)

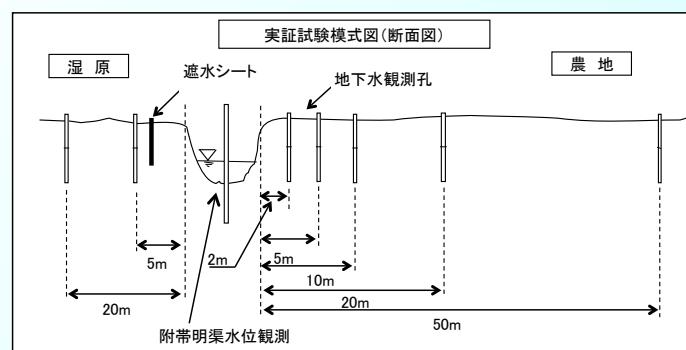
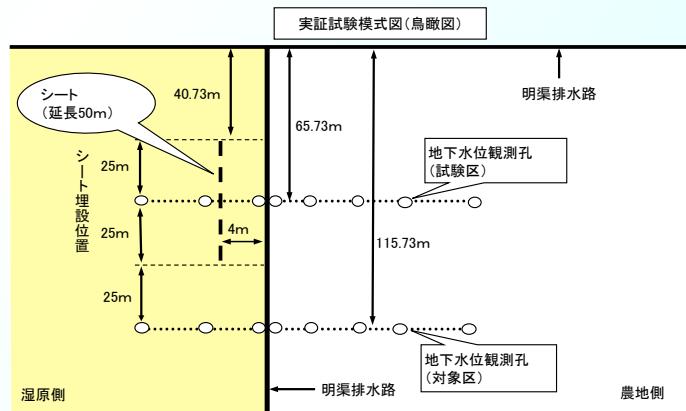
平成17年度

- ・現況把握補足調査・取りまとめ
- ・施設計画の設計積算（配置計画、構造・規模等設計諸元の決定）
- ・環境との調和への配慮に係る各種調査の継続と配慮工法等の検討
- ・各種協議調整

平成18年度

- ・施設計画に係る各種調査（置土試験検証観測等）
- ・環境との調和への配慮に係る各種調査の継続観測及び配慮工法の検討
- ・土地改良事業計画書の策定及び自然再生事業実施計画の作成

〈平成16年度の実施試験の概要～緩衝帯実証試験～〉



湿原との共生に向けた技術的検討を行うための実証試験として、農地と湿原の隣接部において、農地から湿原に向けて地下水位観測孔を測線状に設置し、地下水位の動向を把握しております。

この試験は、これまでに検討されてきた“緩衝帯”の有効性を検証するために実施するものであり、試験結果は“緩衝帯”の整備工法の基礎資料として活用することになります。

利尻礼文サロベツ国立公園
サロベツモニタリングセンター(仮称)建設計画

利尻礼文サロベツ国立公園上サロベツ地区には、現在、サロベツ原生花園の自然教室等がありますが、建物の面積が215平方メートルと狭隘であり、規模・機能等において利用者のニーズに応えられない状況にあり、施設の充実が望まれています。

また、湿原の中心部に位置することから施設の荷重により地盤沈下が生じており、周辺湿原植生への影響が懸念されているため、現在の施設を移設することを計画しています。

移設先として検討している円山地区は、上サロベツ湿原の東に張り出した標高10～14メートルの台地に位置し、周辺は当該地域では希なエゾマツの天然林を含む針広混交林に囲まれており、西南部に湿原が、東北部に牧草地が広がっています。

当該地は、平成16年3月まで泥炭工場が稼働しており、この泥炭工場跡地を利用することにより、自然の改変を最小限に抑えることができる、また、台地上に位置することにより地盤沈下のおそれがないことなどから、施設の移設候補地としてしているものです。

円山地区に整備を計画している施設は、従来の国立公園の利用拠点施設「ビジターセンター」の機能である展示・解説、情報提供、体験学習機能の他に「自然再生事業推進のための各種活動・モニタリング」の機能、「地域づくりのための各種活動」の機能を加えた「モニタリングセンター（仮称）」として位置づけています。地域の発展に多大な貢献を担ってきた泥炭について、採取・加工等に関する展示・解説も行い、産業面からも地域におけるサロベツ湿原の重要性について考えることができる施設にしたいと計画しています。

モニタリングセンターは、平成16～17年に基本設計等をまとめ、早ければ平成18年にも工事に着手できるよう計画していますが、現在地の自然教室周辺に整備されている、駐車場、公衆トイレ、レストハウスについても一緒に移設するよう現在関係機関との調整を行っているところです。



モニタリングセンター整備候補地の泥炭採掘工場跡地

左上,下：撤去前の工場の様子

右上：工場撤去後の様子

右下：移設候補地からサロベツ原野の眺望

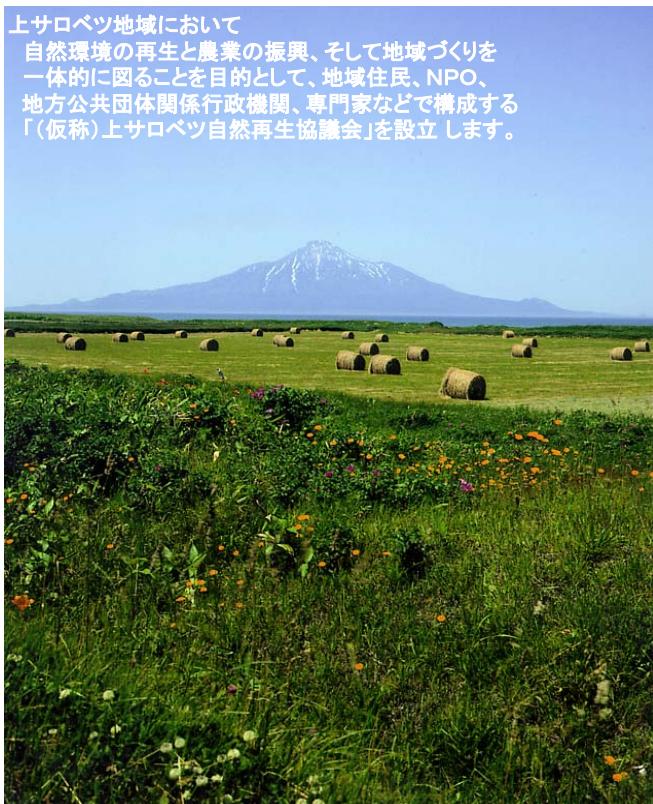


第1回

(仮称)上サロベツ自然再生協議会

上サロベツ地域において

自然環境の再生と農業の振興、そして地域づくりを
一体的に図ることを目的として、地域住民、NPO、
地方公共団体関係行政機関、専門家などで構成する
「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」を設立します。



◇開催日時◇

平成17年1月19日(水)

14:00~17:00

◇場所◇

豊富町市民センター 大ホール

天塩郡豊富町字上サロベツ2010番地 TEL. 0162-82-2784

KAMI SAROBETSU

(仮称)上サロベツ自然再生協議会 設立事務局
TEL. 0162-33-1000 or 0162-33-1100



特定非営利活動法人 サロベツ・エコ・ネットワーク
豊富町
北海道開発局稚内開発建設部
環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所



議事次第

◇開会

◇挨拶

◇議題

〈上サロベツ自然再生協議会の設立〉

- ・協議会設立について(設立趣旨、規約、運営細則、会員)

- ・会長及び会長代理選任

〈自然再生全体構想手法について〉

◇その他

◇閉会

【設立趣旨】

サロベツ湿原はサロベツ川流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地であり、豊富町地内には低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と、隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、自然に蛇行した原始の姿を見せるサロベツ川、イトウやタンチョウなどの生息地として評価される「ベンケ沼と周辺の低層湿原」など、貴重な自然環境が残されています。しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原の地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が起き、高層湿原植生が減少してササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じています。

一方、泥炭地からなる周辺農用地においても、たん水被害や過湿被害等により生産性が著しく低下しており、これらに対応した整備が必要となっています。

このため、農業と共存した自然環境の保全と再生を目指すことを目標に、「サロベツ再生構想策定検討会」を設置し、地元関係団体、学識経験者及び関係機関の協働により、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、調査検討を進めてきたところです。

平成15年1月に自然再生推進法が施行され、同年4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより豊富町地内のサロベツ湿原とその周辺における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなり、「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」を設置し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と実施事業をこれまで以上に進めたいと考えています。

豊富町市民センターまでのアクセス

- 住所:天塩郡豊富町字上サロベツ2010番地
- 電話:0162-82-2784

- ◇稚内空港から車で50分
- ◇JR豊富駅から車で5分・徒歩で20分

※一般傍聴席には限りがありますので、予めご了承願います。

